

[事案 23-158] 高度先進医療給付金請求

・平成 24 年 1 月 25 日 不受理決定

<事案の概要>

申立人の夫（故人）は、生前、高度先進医療特約が付加されていた医療保険契約に加入（平成 6 年 11 月）しており、実際に、高度先進医療を受けていたとして、高度先進医療給付金の支払いを求める。また、給付金の支払いが認められない場合には、本契約を、高度先進医療特約の保障内容についての説明不足による錯誤にもとづく無効な契約と認めて、払い込んだ特約保険料を返還することを求めて申し立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項第 6 号及び 9 号に基づき、申立てを不受理とした。

- (1) 申立書によると、申立てに係る高度先進医療給付金の受取権者である申立人の夫には、申立人の他に、他の 2 名の相続人がおり、申立人が夫から相続した給付金請求権及び特約保険料返還請求権については、他の相続人も共同相続人として相続している。申立ては、いずれも金銭債権であり分割請求も可能だが、申立人単独での請求がなされると、申立人と保険会社との間の法律関係と、他の相続人と保険会社との間の法律関係が区々となり、法律関係が複雑化する結果を招く。
- (2) 裁定審査会では、申立人に対して、相続人の代表者として申立てを行うべく、相続人全員から代表者として選任されることを求めたが、相当な期間が経過してもなお、申立人を代表者として選任する旨の書面の提出がない。
- (3) 裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、迅速かつ簡易な解決を旨としており、裁定審査会の判断により、法律関係が複雑化する事態は、その趣旨に明らかに反することから、裁定を行うことが適当でない認められる。